

令和元年 8 月

かずさ水道広域連合企業団議会
臨時会会議録

かずさ水道広域連合企業団

令和元年8月
かずさ水道広域連合企業団議会臨時会会議録

○招集年月日 令和元年 8月 5日
○招集の場所 かずさ水道広域連合企業団議場
○開会の日時 令和元年 8月 5日 午後 2時02分
○閉会の日時 令和元年 8月 5日 午後 2時25分
○出席議員

1番	在原直樹君	2番	笹生典之君
3番	阿津文男君	4番	渡辺務君
5番	石井志郎君	6番	三浦章君
7番	榎本貞夫君	8番	鴫田剛君
9番	竹内伸江君	10番	座親政彦君
11番	近藤忍君	12番	斉藤高根君

○欠席議員
13番 江野澤吉克君

○出席説明者

広域連合企業長	渡辺芳邦君	副広域連合企業長	高橋恭市君
事務局長	小島肇君	技師長	渡邊浩司君
参事(総務企画課長)	平野和之君	参事(業務課長)	中畑浩治君
技監(浄水1課長)	加藤和之君	経理課長	田中宏君
工務1課長	須田和弘君	工務2課長	高木勝義君
浄水2課長	石井秀幸君	工務2課副技監	星野誠君
総務企画課副課長	竹内眞美君	工務1課副課長	市川浩一君
工務2課副課長	小川和也君	浄水1課副課長	鮎川正弘君
浄水2課副課長	一色崇史君	業務課主幹	増田政弘君

○出席事務局職員

議会事務局長	小泉貴志	書記	山中利幸
書記	町田菜々子		

○議事日程

日程第1 議席の指定
日程第2 会期の決定
日程第3 会議録署名議員の指名
日程第4 議案の上程

議案第1号 かずさ水道広域連合企業団水道用水供給条例の一部を
改正する条例の制定について

- 議案第2号 かずさ水道広域連合企業団水道事業給水条例の一部を
改正する条例の制定について
- 議案第3号 かずさ水道広域連合企業団行政不服審査法施行条例の
一部を改正する条例の制定について
- 報告第1号 平成30年度君津広域水道企業団水道用水供給事業
会計予算繰越計算書について
- 日程第5 広域連合企業長の提案理由説明
- 日程第6 議案審議

○議事日程に付した事件 議事日程のとおり

開 会

(令和元年 8月 5日 午後2時02分)

議長(鴫田 剛君) これより令和元年8月かずさ水道広域連合企業団議会臨時会を開会いたします。本日の出席議員は12名ですので、定足数に達しております。

議事日程について申し上げます。これからの議事は、皆様のお手元に配布いたしております日程表に基づいて、進行させていただきます。また、議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合企業長、副広域連合企業長及び事務局長ほか、事務局職員が出席しておりますので、御了承願います。

なお、本日の事務局出席者については、座席表をお手元に配布してございますので、御参照ください。

諸 般 の 報 告

議長(鴫田 剛君) 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告をいたします。

船田兼司君には3月29日に、森 岳君には任期満了により4月29日に、住之江雄次君、白坂英義君、近藤 忍君、重城正義君には、任期満了により4月30日に、それぞれ議員を退任され、後任の議員に君津市議会から榎本貞夫君が、千葉県議会から江野澤吉克君が、木更津市議会から斉藤高根君、近藤 忍君、座親政彦君、竹内伸江君が、かずさ水道広域連合企業団規約第9条第3項の規定により就任されました。

ここで、このたび就任されました議員を御紹介いたします。まず、はじめに、榎本貞夫君。

議員(榎本貞夫君) よろしくお願いたします。

議長(鴫田 剛君) 斉藤高根君。

議員(斉藤高根君) はい。木更津の斉藤でございます。よろしくお願いたします。

議長(鴫田 剛君) 近藤 忍君。

議員(近藤 忍君) はい。引き続きとなりますが、よろしくお願いいたします。

議長(鴫田 剛君) 座親政彦君。

議員(座親政彦君) 同じく木更津市の座親でございます。よろしくお願いいたします。

議長(鴫田 剛君) 竹内伸江君。

議員(竹内伸江君) 竹内でございます。よろしくお願いいたします。

議長(鴫田 剛君) 江野澤吉克君は、公務により、本日、欠席されております。

議長(鴫田 剛君) 諸般の報告は、以上であります。

議 席 の 指 定

議長(鴫田 剛君) 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、ただ今御着席の氏名標のとおり指定いたします。

会 期 の 決 定

議長(鴫田 剛君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期を本日一日限りとすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(鴫田 剛君) 異議ないものと認めます。よって、会期は本日一日限りと決定いたしました。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

議長(鴫田 剛君) 日程第3、会議録署名議員の指名をいたします。

本件につきましては、かずさ水道広域連合企業団議会会議規則第97条の規定により、議長において指名をいたします。

議長(鴫田 剛君) 会議録署名議員に、議席番号6番、三浦章君、議席番号9番竹内伸江君を指名いたします。

広 域 連 合 企 業 長 あ い さ つ

議長(鴫田 剛君) 次に、広域連合企業長から、招集の挨拶があります。

広域連合企業長(渡辺芳邦君) はい、議長。

議長(鴫田 剛君) 広域連合企業長 渡辺芳邦君。

広域連合企業長(渡辺芳邦君) みなさん、こんにちは。本日、ここに令和元年8月かずさ水道広域連合企業団議会臨時会を招集しましたところ、議員の皆様方におかれましては、御多用中にもかかわらず、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

当企業団は、4月1日の事業開始から4ヶ月が経過したところでございますが、事務の執行にあたっては、君津広域水道企業団から身分移行した職員と4市からの派遣職員ともども、これまでと違った環境の中、一丸となって業務を進めて参りました。

市民の皆様は、安心安全な水道水を安定的に供給するとともに、統合広域化基本計画に基づく施設整備などに着実に取り組んでいるところでございますので、今後も議員各位には、より一層の御支援、御協力を賜りますようよろしくお願いをいたします。

本日提案いたします案件は、4件でございます。議案の細部につきましては、後ほど提案理由説明の際に申し上げますことといたしますが、十分御審議をいただきますようお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 案 の 上 程

議長(鴫田 剛君) 日程第4、議案の上程を行います。議案第1号から議案第3号、及び報告第1号を一括上程いたします。職員に議題等を朗読させます。

(議会事務局長 議案等の朗読)

企 業 長 の 提 案 理 由 説 明

議長(鴫田 剛君) 日程第5、広域連合企業長に提案理由の説明を求めます。

広域連合企業長(渡辺芳邦君) それでは、本日提案いたします議案等の概要につきまして、御説明申し上げます。

議案第1号「かずさ水道広域連合企業団水道用水供給条例の一部を改正する条例の制定について」及び、議案第2号「かずさ水道広域連合企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、これらは、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、関係条例の整備をしようとするものでございます。

議案第3号「かずさ水道広域連合企業団行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、これは、工業標準化法の一部改正に伴い、関係条例の整備をしようとするものでございます。

報告第1号は、「平成30年度君津広域水道企業団水道用水供給事業会計予算繰越計算書について」でございますが、これは、地方公営企業法第26条第1項の規定により、平成30年度予算の一部を翌年度に繰り越して使用することといたしましたので、議会に報告しようとするものでございます。

以上が、本日の議案等の概要でございますが、詳細につきましては、事務担当者が説明いたしますので、御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 案 審 議

議長(鴫田 剛君) 日程第6、議案審議を行います。

議長(鴫田 剛君) 議案第1号を議題とします。事務局に補足説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(鴫田 剛君) はい。事務局長小島 肇君。

事務局長(小島 肇君) はい。議案第1号「かずさ水道広域連合企業団水道用水供給条例の一部を改正する条例の制定について」につきまして、補足説明をさせていただきます。

お手元に配付しております、表紙に「令和元年8月かずさ水道広域連合企業団議会臨時会議案等」と書かれた冊子の1ページを お開きください。

本案につきましては、消費税法等の改正に伴い、本年10月1日から消費税率が現行の8パーセントから10パーセントに引き上げられる予定であることから、千葉県並びに広域連合の水道事業に対し、水道用水供給事業として供給する給水料金に係る税率部分を改正するものでございます。

内容につきましては、別冊で配付しております「議会臨時会資料」により御説明いたします。

資料の1ページをお開きください。改正条例の新旧対照表でございます。

第3条第1号に規定する基本料金、同条第2号に規定する使用料金に乗じる消費税率を「100分の108」から「100分の110」に改めようとするものでございます。

なお、この条例は、消費税率の引き上げ時期が令和元年10月1日であることから、当該日からの施行とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

議長(鴫田 剛君) 以上で説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(鴫田 剛君) 発言もないようですので、ないものと認め、質疑を打ち切ります。これより討論を行います。討論はございますか。

(「なし」の声あり)

議長(鴫田 剛君) 討論もないようですので、討論を打ち切ります。

これより、議案第1号について採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(鴫田 剛君) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号を議題といたします。事務局長に補足説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(鴫田 剛君) はい。事務局長小島 肇君。

事務局長(小島 肇君) それでは、議案第2号「かずさ水道広域連合企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」につきまして、補足説明をさせていただきます。

「議案等」の3ページをお開きください。

先ほど御説明いたしました「かずさ水道広域連合企業団水道用水供給条例」の一部改正と同様に、消費税率が10パーセントに引き上げられることに加え、改正水道法の施行に関連して、水道法施行令が改正され、引用する条文の整理をしようとするものでございます。

また、これら法改正に関わるものの他に、別途条例の文言整理等を行う必要が生じておりますので、併せて改正を行おうとするものでございます。

なお、消費税法等の法改正による改正と、その他の改正では施行時期が異なるため、それぞれを条建てにしております。

内容を新旧対照表により御説明いたしますので、別冊の資料の3ページをお開きください。

1点目に、第8条第2項の別表番号の改正でございます。

これは、条例第2条で定める水道事業の給水区域を、当初は条例中の別表で示す条例案としておりましたが、その後、精査を重ねる中で、この区域については別に制定する「かずさ水道広域連合企業団水道用水供給事業及び水道事業の設置等に関する条例」に同様の区域が定められており、これを引用することとしたため、別表1が不要となっていたことから、これを削除するものでございます。

これにより、別表第4までの番号が一つずつ繰り上がることとなります。

2点目は、第26条第2項の改正でございます。

これは、水道料金を算定する区域について、廃止前の各市水道事業の給水条例に対応するものと定めた条項ですが、旧君津市の給水条例が、平成7年に条例の全部改正があったものの、括弧書きで示す条例番号が、全部改正前のものとなっていたため、これを改正するものでございます。

資料の4ページをお開きください。

最後に、附則の改正でございます。

附則においても、廃止前の各市水道事業の給水条例を引用している箇所がございますが、これら条例番号を第26条において示しており、重複することから、括弧書き部分を削除しようとするものでございます。

第1条による改正の説明は以上でございます。

なお、第1条による改正は条例公布の日から施行しようとするものでございます。

続いて、第2条による改正でございます。資料の15ページをお開きください。

これは、冒頭に御説明したように、消費税率の引き上げや水道法改正に伴うものでございます。

1点目は第35条の改正で、これは水道法改正に伴うものでございます。

条例第35条において定める給水装置の構造及び材質の基準は、水道法施行令の第5条に定められておりますが、水道法の改正に伴い水道法施行令に新たな条文が設けられたことで、引用する「第5条」が「第6条」となるため、所要の改正を行うものでございます。

2点目は消費税率の引き上げに伴うものでございます。資料の16ページをお開きください。

別表に定める各種料金を、改めようとするものでございます。16ページの別表第1では、給水装置の新設工事又は口径を増大させる工事をしようとする者から徴収する加入負担金を、次の17ページから22ページにかけての別表第2では、水道使用者から徴収する各市

の水道料金を、23ページの別表第3では、課税対象である水道使用の開始または中止に係る手数料を、それぞれ税率引き上げ後の消費税込みの金額に改めようとするものでございます。

第2条による改正の説明は以上でございます。

なお、第2条による改正については、消費税率の引き上げ時期及び改正水道法施行令の施行時期がともに令和元年10月1日であることから、当該日からの施行とするものでございます。

また、第2条による改正のうち、消費税率の引き上げに関するものにつきましては、新税率の適用に関する経過措置を附則で定めることとし、この附則は議案等の4ページの改正案に記載してございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

議長(鴫田 剛君) 以上で説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(鴫田 剛君) ないものと認め、質疑を打ち切ります。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(鴫田 剛君) 討論もないようですので、討論を打ち切ります。

これより、議案第2号について採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(鴫田 剛君) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号を議題といたします。事務局長に補足説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(鴫田 剛君) はい。事務局長小島 肇君。

事務局長(小島 肇君) それでは、議案第3号「かずさ水道広域連合企業団行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例の制定について」につきまして、補足説明をさせていただきます。

「議案等」の11ページをお開きください。

本案につきましては、不正競争防止法の一部を改正する法律により、工業標準化法が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

内容を新旧対照表により御説明いたしますので、別冊の資料の25ページをお開きください。別表の備考の1において「日本工業規格」を「日本産業規格」に改めようとするものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

議長(鴫田 剛君) 以上で補足説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(鴫田 剛君) ないものと認め、質疑を打ち切ります。これより討論を行います。討論はご

ございますか。

(「なし」の声あり)

議長(鴫田 剛君) ないものと認め、討論を打ち切ります。

これより、議案第3号について採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(鴫田 剛君) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(鴫田 剛君) 次に、報告第1号について、事務局から報告願います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(鴫田 剛君) はい。事務局長小島 肇君。

事務局長(小島 肇君) それでは、報告第1号「平成30年度 君津広域水道企業団水道用水供給事業会計予算繰越計算書」につきまして、補足説明をさせていただきます。

「議案等」の13ページをお開きください。

事業統合前の君津広域水道企業団において、地方公営企業法第26条第1項の規定により、平成30年度予算の一部を令和元年度に繰り越したものでございます。

本件については、同条第3項の規定により、今回の議会に報告しなければならないことから、本日の議会臨時会に報告するものでございます。

繰越の内容を御説明いたします。

「議案等」の14ページをお開きください。

資本的支出のうち建設改良費で、計算書の中ほど、「翌年度繰越額」の欄の一番下の行に記載する2億2,975万2,720円を繰り越したものでございます。

繰越対象事業は、大寺浄水場新管理本館の築造に係るもので、施工に当たり既設管が支障となるため、予定外の切り廻し工事が必要となり、その影響等により年度内に完成できない工事の一部を繰り越したこと、また、工事の遅れに伴い、当該工事の監理業務委託についても、併せて繰り越したものでございます。

説明は以上でございます。

議長(鴫田 剛君) 報告第2号については、ただ今の報告により、御了承願います。

議長(鴫田 剛君) 以上をもちまして、今臨時会に付議されました案件の全部を議了いたしました。

広 域 連 合 企 業 長 あ い さ つ

議長(鴫田 剛君) ここで、渡辺広域連合企業長より挨拶があります。渡辺広域連合企業長。

広域連合企業長(渡辺芳邦君) 閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

本臨時会に提案いたしました議案につきましては、原案どおり可決いただき、誠にありがとうございました。

今後とも、議員皆様の御指導とお力添えのお願いを申し上げ、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

閉 会

議長(鴫田 剛君) これをもちまして、令和元年8月かずさ水道広域連合企業団議会臨時会を閉会いたします。御苦勞様でございました。

(令和元年 8月 5日 午後 2時25分)

以上、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するために署名する。

令和元年 8月 5日

かずさ水道広域連合企業団議会議長 鴫 田 剛

同 会議録署名議員 三 浦 章

同 会議録署名議員 竹 内 伸 江

